

沿道の土地所有者のみなさまへ

道路上に張り出している樹木の伐採についてお願い

車道や歩道上に張り出している庭木や生垣、山林の樹木などは車両や歩行者等の通行の妨げとなることがあります。私有地から樹木が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合は、樹木所有者の方が責任を問われる場合があります。

次のような状況がみられる場合、樹木の剪定、伐採をするなどの適切な管理をお願いいたします。

- ❶ 樹木などが道路、または歩道上へ張り出している状態
- ❷ 樹木が枯れていたり、折れたりなど、倒木のおそれがある状態
- ❸ 竹木等の繁茂により通行に支障がある、またはその恐れがある状態



剪定、伐採時の 注意点



作業にあたっては、周囲の安全に十分ご注意ください。また、電線や電話線などがある箇所での作業は危険が伴いますので、事前に中国電力またはNTT西日本に連絡し立ち会いのもとで行ってください。



緊急の場合



強風や大雨などの非常時や、危険木による事故の発生が予測される場合は、道路管理者が緊急措置として沿道の樹木を所有者に予告なく伐採・除去することがあります。ご理解をお願いいたします。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）

清潔できれいな町へ

ごみのポイ捨てはやめましょう

空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻などが道端や海岸沿い、観光地などに捨てられていることがあります。公共の場所へ出かけた際にでたごみは、各自で持ち帰るようにしてください。ごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。

西ノ島町の素晴らしい自然や町の環境を守るために、ひとりひとりがマナーを守ることが大切です。皆様のご理解とご協力をお願いします。



ポイ捨て禁止

お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）

ごみの野焼きは法律違反です！

ごみの野焼きは、
一部の例外を除いて法律（廃棄物処理法第十六条の二）で禁止されており、
違反した場合、罰せられます

家庭でのごみ焼却による悪臭や煙は、近隣の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類の発生など様々な問題が起こってきます。

一部の例外行為があっても、近隣の生活環境に支障をきたしたり、火災の原因ともなりますので、野外焼却は控えていただきますようお願いいたします。

剪定枝や木の葉及び除草した刈草等については、通常のごみ収集で取り扱えますので、指定の方法で、ごみステーションに出すようにしてください。



野焼きとは…

地面で焼いたり、穴を掘って焼いたり、
ドラム缶やブロック等で囲ってごみを焼くこと。



野焼き禁止の例外

- ▶ 法律に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却
 - ▶ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 例 どんと焼き、しめ縄などの焼却
 - ▶ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却
 例 稲わらの焼却、伐採した枝等の焼却、漁網に付着した海産物や流木などの焼却
 （廃プラスチック類の焼却は含みません。）
 - ▶ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの※
 例 暖をとるためのたき火、キャンプ等を行う際の木くず等の焼却
- ※「軽微な焼却」とは、煙や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）
清美苑（電話：08514 - 6 - 1338）

全町一斉清掃にご協力いただき ありがとうございました！



5月11日（日）の全町一斉清掃の実施につきましては、早朝より皆様のご協力をいただきありがとうございました。当日、清美苑に搬入されたごみの量は、合計で11,440kg（軽トラックおよそ52台分）でした。

皆様のご協力により、各地区内をきれいにすることができました。これからも美しい西ノ島町の自然を守るため、環境美化活動に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課
（電話：08514 - 6 - 1748）

